

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	○貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	八三	○函科技工士試験を実施する件	八六
告示	○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による変更の届出があった件	八三	○福島県漁業調整規則により公開による聴聞を行う件	八六
	○土地改良法により換地計画を定めた件	八三	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	八七
	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	八三	○一般競争入札を行う件	八七
	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	八五	福島県選挙管理委員会	
公告	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	八五	○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	八三
	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	八六	福島県労働委員会	
			○地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件	八三
			○あつせん員候補者として委嘱した件	八三
			正 誤	
			○平成十九年十二月四日付け定例第九九百三十三号中	八三

規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月十一日

福島県規則第八十二号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則(平成三年福島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第二条中「第一条第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

第五条中「第三十条第二項」を「第二十六条の二十九第二項」に、「二部」を「一部」に、「三部」を「二部」に改める。

第十一条中「第三十五条第二項及び法第四十二条第三項」を「第二十四条の六の十第五項」に改める。
様式第二号中「~~又貸付回入証紙~~」を削る。

附 則

1 この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の貸金業の規制等に関する法律施行細則様式第二号による身分証明書は、改正後の貸金業法施行細則様式第二号による身分証明書とみなす。
(商工総務領域金融グループ)

告 示

福島県告示第八百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

植田ショッピングセンター いわき市植田町中央三丁目三十一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

福島県知事 佐藤 雄平

(変更前) いわき市植田町中央三丁目三一

協同組合植田ショッピングセンター

代表理事 馬上 堅吉 代表理事 稲坂 堅侍 代表理事 下遠野

真理子

(変更後) いわき市植田町中央三丁目三一

協同組合植田ショッピングセンター

代表理事 馬上 堅吉 代表理事 下遠野 真理子 代表理事 増子

とみ

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおりに

(変更後) 別紙書面のとおりに

三 変更した年月日

別紙書面のとおりに

四 届出年月日

平成十九年十一月三十日

五 届出をした者

協同組合植田ショッピングセンター

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、奥会津二期地区の県営区画整理事業に係る玉梨換地地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十二日から平成二十年一月七日まで(二十七日間)

三 縦覧の場所

大沼郡金山町役場

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、奥会津二期地区の県営区画整理事業に係る新遠路換地地区の換地計画を定めた。この定め

に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十二日から平成二十年一月七日まで(二十七日間)

三 縦覧の場所

大沼郡金山町役場

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
寺前	いわき市仁井田町寺前	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向山	市東田町向山	急傾斜地の崩壊	
金子平	市東田町金子平	急傾斜地の崩壊	
大沢	市田人町黒田字大沢	急傾斜地の崩壊	
唐沢	市田人町旅人字唐沢	急傾斜地の崩壊	
古田	市田人町旅人字古田	急傾斜地の崩壊	
久子ノ内	市田人町貝泊字久子ノ内	急傾斜地の崩壊	
貝屋	市田人町石住字貝屋	急傾斜地の崩壊	

中沢	戸草沢2	才鉢沢	美古沢	榎町沢	平草川2	唐沢沢	横川沢3	松木平沢	南大平沢	高松沢2	高松沢1	大久保沢1	古我湯沢右支	古我湯沢2	大久保A	大久保	才鉢	貝屋
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市田人町貝泊字戸草	市田人町貝泊字戸草	市田人町石住字才鉢	市遠野町大平字美古	市田人町荷路夫字榎町	市田人町黒田字平草	市田人町旅人字唐沢	市田人町旅人字横川	市田人町旅人字和再松木	市田人町南大平字坪内	市田人町南大平字高松	市田人町南大平字高松	市川部町大久保	市瀬戸町横道	市瀬戸町横道	市田人町黒田字大久保	市田人町黒田字大久保	市田人町石住字才鉢	市田人町石住字貝屋
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

桐ノ木沢1	同	市田人町貝泊字久子ノ内	土石流
貝屋沢左支	同	市田人町石住字貝屋	土石流
横川沢2	同	市田人町旅人字横川	土石流
戸草沢1	同	市田人町貝泊字戸草	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾領域砂防グループ及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（河川港湾領域砂防グループ）

福島県告示第八百三十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年十二月三日次のとおり指定した。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
株式会社ミナ 会津若松市白虎町 平成一九年二月三日から平 住所地に同じ
スム 二一八番地一 成二四年九月三〇日まで

（出納局公金管理グループ）

公 告

公告第六百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成十九年十一月三十日

二 名称
特定非営利活動法人郡山市聴力障害者協会

三 代表者の氏名
児玉 修一

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市大槻町字小山田十三番地

福島県郡山市大槻町字小山田十三番地

五 定款に記載された目的
 この法人は、郡山市に居住する聴力障害者及び地域住民に対して、福祉・生活・文化・教育の水準の向上を図る事業を行い、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六百八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 す る 診 療 科 名	主 として 担 当 す る 医 師 又 は 歯 科 医 師
コスモ調剤薬局福島駅西口店	福島市三河南町一―一五	平成一九年一二月一日	育成医療 更生医療	調剤	師

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百八十三号

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号。以下「法」という。)第十二条第一項及び歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条第一項の規定により、平成二十年福島県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験期日

学説試験 平成二十年二月二十二日(金) 午前十時開始

実地試験 平成二十年二月二十三日(土) 午前九時開始

二 試験場所

学説試験 福島市中町八番二号 福島県自治会館

実地試験 福島市渡利字中角六十一番地 福島県立総合衛生学院

三 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成二十年一月十一日(金)から同月十七日(木)まで(午前八時三十分から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び同月十四日を除く。)とし、郵送の場合

には、同月十七日(木)までの消印があるものに限り有効とする(郵送の場合には、必ず書留郵便とすること。)

2 受験願書の提出先

郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号

福島県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ

3 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業(見込)証明書(法第十四条第一号又は第二号に該当する者のみ提出すること。なお、卒業見込証明書を提出して受験する者は、卒業後速やかに卒業証明書を提出すること。)

(三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類(法第十四条第三号に該当する者のみ提出すること。)

(四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類(法第十四条第四号に該当する者のみ提出すること。)

(五) 写真(出願前六月以内に脱帽で正面から撮影したものを台紙にはること。写真の大きさは、縦六センチメートル、横五センチメートルとすること。)

(六) 戸籍謄本又は戸籍抄本(いずれも出願前三月以内に発行のものであること。)

試験手数料 三万六千円相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと。)

五 試験についての問い合わせ先

郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号

福島県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ

電話(〇二四)五二一―七三二一

(健康衛生領域医療看護グループ)

公告第六百八十四号

福島県漁業調整規則(昭和四十年福島県規則第五十九号。以下「規則」という。)第五十一条第三項で準用する規則第四十九条第三項及び第四項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 聴聞の期日

平成二十年一月十六日(水) 午後一時三十分

二 聴聞の場所

福島市中町八番二号 福島県自治会館七〇一会議室

三 聴聞の内容

平成十九年七月三日午後一時三分頃、福島県いわき市塩屋崎灯台から真方位九十四

度、距離二十五・四海里の海域において、規則第七条の許可を受けずにごう漁業を営んだ船舶につき、当該船舶により漁業を営む者に対し規則第五十一条第一項の規程により当該船舶の停泊を命ずることについて

(生産流通領域水産グループ)

公告第六百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、国見町から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
縦覧図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県東北建設事務所企画調査グループ

(国土領家部都市計画グループ)

公告第686号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（二本松処理区）維持管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年12月11日

福島県中流域下水道建設事務所長 横田 道博

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する特定役務の件名及び数量 流域下水道（二本松処理区）維持管理業務一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び業務要求水準書による。
 - (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで
 - (4) 履行場所 あだたら清流センター（福島県二本松市榎戸二丁目96番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1)に掲げる条件をすべて満足している1者又は(2)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 共同企業体でないものの資格要件
ア 平成15年4月1日以降に次に掲げる施設を有する下水道終末処理場の維持管理

業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(7) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

(4) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

(5) 1日当たり汚水5,000立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設

次に掲げる者を履行場所に配置できる者であること。

なお、副総括責任者は、業務主任者を兼ねることのできるものとする。

- (7) 総括責任者（下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者であって、2年以上総括責任者としての維持管理業務に従事した経験を有するもの又は4年以上副総括責任者としての維持管理業務に従事した経験を有するもの）をいう。以下同じ。）
- (4) 副総括責任者（下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者であって、総括責任者の補佐及び代行をするものをいう。）
- (5) 業務主任者（運転業務、環境計測業務及び保守点検業務の担当者として2年以上(7)及び(4)の下水道終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者をいう。）

(5) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者

- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
- (6) 労働安全衛生法別表第18第25号に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
- (6) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に規定する者
- (7) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第3号に規定するアーク溶接等の業務に係る特別教育を受けた者
- (7) 労働安全衛生規則第36条第15号に規定するクレーンの運転の業務に係る特別の教育を受けた者
- (7) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者
- (7) 安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）に規定する能力を有すると認められる者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされいている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされ

れている者でないこと。

カ 共同企業体の構成員として本件入札に参加していない者であること。

ク 共同企業体の資格要件

ラ 3者以内の構成員により任意に結成されること。

リ 各構成員の出資比率が、2者で結成される場合にあっては出資額全体の30%以上、3者で結成される場合にあっては出資額全体の20%以上であること。

ル 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が当該共同体の代表者であること。

レ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

ロ 共同企業体の代表者が(1)のア及びイ(4)及び(ウ)を除く。)に掲げる要件を満足していること。

リ 構成員が(1)のイ(ウ)を除く。)に掲げる要件を満足していること。

リ すべての構成員が(1)のウからオまでに掲げる要件を満足していること。

ル 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加しないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書に2に掲げる事項を証明する書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年1月8日(火)午後5時までに申請を行わなかったときには、当該資格を与えられない場合がある。

郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
福島県中流域下水道建設事務所 電話番号024-958-3861

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成19年12月11日(火)から同月27日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月24日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚程度が入る大きさで390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成19年12月25日(火)午後5時までに3に掲げる場所まで請求すること。

5 履行場所の現地調査

入札参加者(共同企業体にあつては、代表者)は、次の期間内に履行場所の現地調査を行わなければならない。

なお、現地調査は、連続する3日以内とし、一度の現地調査で当該調査が完了しない場合は、再度の調査を認めるものとする。

(1) 現地調査期間 平成19年12月14日(金)から平成20年1月22日(火)まで(土曜日、日曜日、平成19年12月24日(月)、同月31日(月)から平成20年1月3日(木)まで及び同月14日(月)を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後

4時まで

(2) 現地調査を行おうとする場合は、現地調査を希望する日の3日前までに現地調査申込書を3に掲げる場所まで提出し、福島県中流域下水道建設事務所長の許可を得なければならない。

なお、都合により日程を調整することがある。

6 入札書、費用積算内訳書及び技術提案書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 平成20年1月31日(木)午後5時まで

(2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年1月31日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成20年2月7日(木)午後2時

(2) 場所 3に掲げる場所に同じ。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反している者のした入札並びに5の現地調査を行わなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とする。

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×1,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けず、評価値の表記については、少数点第5位以下を切捨てるものとする。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に付与される点であつて、その点は、200点とする。

エ 加算点は、別記「落札者決定基準(技術提案書の詳細評価項目及び加算点)」

に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

ナ 評価値算出価格は、入札価格とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

12 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The maintenance and management of the Adataru Seiryu Center, Regional Sewerage System Iset

(2) Time - limit of tender : 5 : 00p.m., 31 January 2008 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00p.m., 31 January 2008)

(3) Contact point for the notice : The Kentyuu. Basin Sewerage Constraut Office, 5, yamanoi, hiwada, Koriyama - shi, Fukushima 963-0534 Japan TEL 024-958-3861

別記

落札者決定基準 (技術提案書の詳細評価項目及び加算点)

評価項目	詳細評価項目	評 価 基 準	加算点
I 実施方針・体制の提案	①業務実施方針	本委託業務における管理思想及び業務毎の基本方針、概要等について、財務状況や実績を含めて実現性に優れた提案に配点	5
	②環境対策	環境負荷軽減対策等、周辺への配慮に優れた提案に配点	5
	③組織体制及び人員配置計画	下水処理の安全確実な業務遂行体制、人員の手配及び配置、勤務体制、有資格者の配置及び責任範囲、業務完了時の引継ぎ方法等について優れた提案に配点	15
	④安全衛生管理体制	具体的な安全衛生管理に係る作業基準、計画及び組織体制並びに外部侵入者対策について優れた提案に配点	5
II 運転管理業務	①運転操作・監視業務実	具体的な水処理、汚泥処理施設の運転操作及び監視に関する体制及び人員配置を含めた	20

提案	実施計画	計画並びに処理場全体の省エネルギー運転方針について優れた提案に配点	
	III 保守管理業務提案	②物品等調達・管理業務実施計画 ①保守点検業務実施計画 ②施設管理業務実施計画	安定的で効率的な物品、部品、ユーティリティ等の調達方法、管理及び使用計画に優れた提案に配点 効果的で、効率的な設備機能維持確保に関する計画(点検の内容、点検の頻度、点検の要領等)について優れた提案に配点 対象の業務に対して、効果的で、効率的な施設機能維持確保に関する計画について優れた提案に配点
IV その他の提案	③環境計測業務実施計画	具体的な計測方法、頻度等の実施計画について優れた提案に配点	5
	④小規模修繕業務実施計画	小規模修繕の考え方、計画及び体制並びに実施後の履歴の整理及び継承方法について優れた提案に配点	5
	①コスト縮減の対策 ②緊急時等への対応 ③地域経済への貢献	本委託業務のコスト縮減(薬品、燃料、電気等)に有益な優れた提案に配点 緊急時、異常時等における対応の考え方、体制並びに手順及び早急(60分以内)に現場に到着し施工体制を確保する対応方法について優れた提案に配点 本委託業務において、以下に示す地域経済への貢献貢献策について優れた提案に配点 ・本委託業務の一部を第三者に再委託する場合に福島県内に本社又は営業所のある企業に再委託 ・本委託業務に従事する者を福島県内から雇用 ・本委託業務に使用する資器材、薬品等を福島県内の企業から調達	5

・その他	
合 計	100

(都市領域下水道グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成十九年十二月三日現在において、次のとおりである。

平成十九年十二月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、四八六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四五、七一一
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区
伊達郡 三一、九六三	福島市 七七、一五八
安達郡 一八、三七三	会津若松市 三一、八五四
岩瀬郡 八、五四二	郡山市 八八、六五一
南会津郡 九、〇〇六	いわき市 九五、五〇一
耶麻郡 一四、三五九	白河市 一二、六一〇
河沼郡 九、四七六	原町市 一二、八〇七
大沼郡 八、七九二	須賀川市 一八、〇三四
西白河郡 一八、〇五八	喜多方市 九、三四五

東白川郡 九、九三七	相馬市 一〇、四九〇
石川郡 一二、六二六	二本松市 九、一九六
田村郡 二〇、一三三	
双葉郡 二〇、〇三三	
相馬郡 一一、〇六三	

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

平成十九年十二月十一日

福島県労働委員会

会長 相 良 勝 利

- 一 地方公営企業等の名称 いわき市病院局
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
病院局 経営企画室	局長、次長、総合調整担当 経営企画室長、経営企画課長、総括主幹、経営企画課長補佐、総務管理係長、企画財政係長、経営企画課の主査及び事務主任のうち人事・労務関係の事務を担当する者
総合磐城共立病院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、副診療局長、救命救急センター担当、薬局長、事務管理部長、看護部長、総務課長、管財課長、医事課長、副看護部長、総務課長補佐、総務係長
磐城共立高等看護学院 常磐病院	学院長、事務長、教務主任 院長、副院長、診療局長、副診療局長、薬局長、事務管理部長、看護部長、副看護部長、事務管理室長補佐、庶務係長

四 認定年月日 平成十九年十一月二十七日

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により、委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成十九年十二月十一日

福島県労働委員会
会長 相良 勝利

（審査調整グループ）

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		平成18年6月21日
相良 勝利	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済 経営学類教授		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済 経営学類教授		同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委 員 全日通労働組合福島県支部 執行委員長	全日通労働組合福島県支 部副委員長	同
高橋 徳男	福島県労働委員会労働者委 員 エヌ・ティ・エー労働組合 東北総支部福島分会長	エヌ・ティ・エー労働組 合福島県支部委員長	同
根本喜代江	福島県労働委員会労働者委	よつば電機レジャーユニ	同

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
樋口 正	員 東北ケーブズオンキレイバー ユニオン書記長		
平野 準一	員 福島県労働委員会労働者委 員 東北電力労働組合福島県本 部委員長		
唐橋幸市郎	員 福島県労働委員会使用者委 員 ほまれ酒造株式会社代表取 締役社長		
佐藤 卓也	員 福島県労働委員会使用者委 員 福島県経営者協会連合会事 務局長		
鈴木 安利	員 福島県労働委員会使用者委 員 元株式会社クレハ環境代表 取締役社長	員 呉羽化学工業株式会社錦 工場総務部長	
福井 邦顕	員 福島県労働委員会使用者委 員 日本全業工業株式会社代表 取締役社長	員 日本全業工業株式会社取 締役社長	
森岡 幸江	員 福島県労働委員会使用者委 員 株式会社辰巳屋代表取締役 社長	員 株式会社辰巳屋専務取締 役	

岩下 哲雄	福島県労働委員会事務局局長	福島県企画調整部政策監 (兼) 企画推進室長	平成18年 4 月25日
大川原公年	福島県労働委員会事務局総 括参事	保健福祉部参事兼生活福 祉領域地域福祉グループ 参事	平成19年 4 月24日
真壁 洋一	福島県労働委員会事務局審 査調整グループ参事	議事事務局政務調査課長	同
橋本 幸洋	福島県東北地方振興局企画 商工部長	福島県企業局主幹	平成18年 4 月25日
梁取 一男	福島県中地方振興局企画 商工部長	福島県企画調整総務領域 計画評価グループ主幹	同
佐藤 栄	福島県南地方振興局次長 兼企画商工部長	福島県財務領域税務シ ステムグループ参事	同
鶴澤 義孝	福島県会津地方振興局企画 商工部長	福島県立医科大学事務局 主幹	同
小林 昭夫	福島県南会津地方振興局次 長兼企画商工部長	福島県労働委員会事務局 審査調整グループ参事	同
箱崎 忠一	福島県相双地方振興局次長 兼企画商工部長	福島県原子力等立地地域 振興事務所長	同
滝口 守弘	福島県いわき地方振興局企 画商工部長	県南農林事務所次長兼企 画部長	同

(審査調整グループ)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年十二月四日付け定例第九百三十三号中

八三	上	後ろか	輸送用自動体外式除細動器	搬送用自動対外式除細動器
ら五				



古紙配合率100%再生紙を
使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第 一 印 刷